

# 介護保険に関するお知らせ

閻長寿支援課（金屋庁舎）

## 介護保険負担限度額認定

介護保険サービス（短期入所を含む）を利用すると、介護サービスの他に居住費や食費などを負担することになります。低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請して認められた場合には、居住費や食費などの自己負担額が負担限度額（上限額）までになります。

### ●申請が必要です

負担限度額の適用を受けようとする方は、

- ・ 介護保険負担限度額認定申請書
  - ・ 同意書
- を提出してください。

該当と認められる場合には、「介護保険負担限度額認定証」を交付します。認定証の有効期限は、申請月の初日（1日）から7月31日までです。引き続き適用を受けようとする場合は、改めて申請が必要です。

※申請には、本人および配偶者の資産状況の記入や預金通帳などの写しの添付が必要です。

### ●認定要件

①本人および世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税であること

②預貯金などが一定額以下であること

・ **第1段階**／単身で1000万円、夫婦で2000万円

・ **第2段階**／単身で650万円、夫婦で1650万円

・ **第3段階①**／単身で550万円、夫婦で1550万円

・ **第3段階②**／単身で500万円、夫婦で1500万円

※令和3年（2021年）8月から、各段階で金額が変更になります。

### ●申請先／長寿支援課（金屋庁舎）

住民課（吉備庁舎）・清水行政局  
住民福祉室

## 居住費・食費の自己負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階		居住費（滞在費）の限度額			食費の限度額	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室・従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額の合計が80万円以下の人	820円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階①	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額の合計が120万円超の人	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担額限度額は（ ）内の金額となります。  
※制度の改正により、令和3年（2021年）8月から太字部分が変更・追加されます。